

第1章 高齢者本人が行う預金を中心とする金融取引の法的課題

学習院大学 山下純司

I はじめに

1 本報告の対象

本報告では、高齢の預金者本人が行う預金を中心とする金融取引について、その法的な課題を分析する。とくに、取引後に意思無能力が判明した場合に備えた金融機関の自衛策に、どのような法的意義を認めることができるのかを中心に検討を行う¹。

2 問題の所在

高齢の預金者の認知症等が進行していくと、どこかの時点で預金取引について意思無能力となる可能性が生じる。意思表示の時点で意思能力を有しない者のした法律行為は無効であるから（民法3条の2）、金融機関としては預金取引が無効とされるリスクを負うことになる。しかし、本人に意思無能力の可能性があるからという理由だけで、預金取引を全面的に拒絶することは、高齢者の生活保障という観点からは望ましいことではない。特に、決済性のある普通預金口座からの払戻しや振込を制限することには慎重になる必要がある。

そこで、金融機関としては、預金取引が後から無効とされるリスクを回避するために、対応策を講じている。対応策としては、①預金者本人の意思能力を確認する、②払戻しや振込の用途を確認する、③支払先の妥当性確認した上で直接に振り込む、④預金者の親族等の同意をとる、といった方法が考えられているようである。もっとも、①の意思能力の確認が完全に行いうる保障はなく、④の預金者の親族等の同意については、その法的な意味が不明確であるばかりか、預金者と同意者との関係によっては、かえって適切な対応策とはいえない可能性もある。この他に、⑤成年後見制度の利用を勧めることなども考えられるが、当然のことながら強制力はない。また、⑥事前のアレンジメントによって意思無能力となった場合の代理人等を指定しておくことも考えられるが、すべての預金者がこれに応じるとは限らない。

こうした中で、金融機関は、高齢の預金者本人からの要求によって、本人の意思無能力の可能性をある程度認識しながら、預金取引に応じざるを得ない場面があると思われる。このときに、②の用途確認や、③の支払先の妥当性チェックといった対応策があるのとないのとで、金融機関の法的責任がどう変わってくるのか、分析的に見ておくことには意味があると思われる。

¹ 本稿の元となった報告の後、金融審議会報告書『金融審議会 市場ワーキング・グループ報告書—顧客本位の業務運営の進展に向けて—』が2020年8月に公表され、これを受けて全銀協は「金融取引の代理等に関する考え方および銀行と地方公共団体・社会福祉関係機関等との連携強化に関する考え方」を公表している。筆者は、上記のような報告後の動きも含む形で本稿の問題意識をより敷衍した分析として、山下純司「認知症高齢者の事故決定と預金・信託」信託フォーラム15号57頁、同「高齢者・障害者の金融取引と金融機関の対応」実践成年後見94号4頁以下を公表している。本稿は公表の時期が前後してしまったが、これら論考の前提となる法律関係の整理を行っている。

また、④預金者の親族等の同意に法的な意味がないとしても、預金者の親族等が同席して預金者本人の意思を「代弁」したり、預金者本人の世話をする親族等が銀行に費用の「肩代わり」を求めたりするケースは、現実には生じうる。預金者本人が意思無能力であるならば、親族に預金取引の代理権が授与されることはなく、親族の行為は法的には無権代理と構成されることになる。そうすると、預金者本人の意思無能力の可能性を認識しつつ「代弁」や「肩代わり」に応じる金融機関は、無権代理である可能性を認識し、それに加担して取引を行ったことにならないかという問題が生じる。しかし、高齢者の生活保障という観点からは、普通預金口座において決済資金を管理する金融機関としては、高齢者に親しい者の意見もききながら真に本人の利益となる支出については取引に応じるという対応自体は責められるべきことではないようにも思える。したがって、こうしたケースは、預金取引を行った親族等の代理権の有無の問題のみに着目するのではなく、預金取引に関わった親族等がどのような支出を求めているのかにも注意を払う必要がある。

3 本報告の構成

上記のような問題意識から、本報告では、普通預金口座を対象に、預金者本人が払戻しを求めたケース（Ⅱ）、預金者本人が振込を依頼したケース（Ⅲ）の2つに分けて、後に預金者本人の意思無能力が判明した場合に当該口座の預金債権についてどのような法的処理が行われるのかを分析する。

Ⅱ 本人による払戻し

1 設例

ケース1 高齢者Aが、銀行Bに普通預金口座甲を有している。AはBに対して、甲からの払戻しを求め、Bはこれに応じてAに対して金銭を支払ったが、後にその払戻しは意思無能力の状態で行われたために無効であるとされた。

まず、高齢者Aが、自らの意思表示によって払戻しを求めたが、後に払戻し請求時に意思無能力であるとされたケースを考える。Aが意思無能力の状況下で自ら払戻しを請求するというケースは、一見すると非現実的であるように思える。一般的には、意思能力は「法律行為の意味を理解し、その結果を認識する能力」と定式化されており、行為の難易度や重大性によって意思能力の評価は左右されると理解されている²。そうすると、普通預金の払戻しについては、さして高い判断能力を要求されるわけではなく、自ら払戻しの意思表示をできるのであれば、意思能力はあったものと判断されるべきだという考え方もありえよう。しかし、意思無能力と評価される判断能力の低下の程度については、明確な線引きがなされていない。また、Aの親族等が同席し、Aの意思を「代弁」するような場合があることも考えると、Aが払戻しの意思表示をできたからといって当然に意思能力があったとはいえない。そもそも民法3条の2は、意思無能力者でも意思表示をできることを前提とした規定ぶりになっており、本人のした払戻しが意思無能力と評価される可能性を完全に否定

² 新注積民法（1）381頁（有斐閣・2018）〔山本敬三〕。

することはできない。

そこで、金融機関としては、高齢者Aが、意思無能力である可能性を考慮に入れて、払戻請求に応じる必要がある。金融機関側の対応策としては、まずAの意思能力をその都度確認するということが考えられるが、そのほかに払い戻した金銭の用途を確認するといったものが考えられる。しかし、それでも後からAの意思無能力が判明するという事態を完全に防ぐことはできない。

2 意思無能力が認められた場合

ケース1において、Aの払戻請求時の意思無能力が判明したとする。払戻しは、消費寄託契約の性質を有する預金契約の一部解約であるから、これが無効になると、解約がなかったことになる。したがって、普通預金口座甲の残高は払戻しのなかった状態のままであったことになる。他方で、AはBから払い戻され受領した金銭について原状回復義務を負うことになるから、Bはこの原状回復請求権を自働債権として、預金債権との相殺を主張することで、口座甲にかかる預金債権の消滅を主張することが考えられる。もっとも、意思無能力者であるAの負う原状回復義務は、Aの善意悪意を問わず現存利益に範囲に限られる（121条の2第3項）。したがって、Bが預金債権との相殺を主張できるのも、Aの現存利益の範囲に限られる。

そこで、Aの現存利益の範囲が問題になる。払い戻した金銭を、Aが日常生活費に当てた場合は、現存利益があるものとされよう。これに対して、Aが金銭をその払戻しがなかったならば支出しないと考えられる遊興費等に当てた場合には、異論もありうるが現存利益はないものとされる可能性がある。

払い戻された金銭が、第三者に対する債務の弁済費用に当てられた場合はどうか。この場合のAは、債務の消滅という利益を得ているから、現存利益ありとされるのが原則となる。しかし問題はそれほど単純ではない。たとえば、Aの第三者に対する債務というのが、特定の親族に対する贈与契約上の債務であるといった場合や、リフォーム詐欺の業者に対する請負契約上の債務であるといった場合を想定してみる。この場合には、Aの意思無能力あるいは詐欺等による取消し等によって、弁済された債務の原因関係自体が無効とされる可能性がある。そうすると、Aの現存利益は、この原因関係の不存在を理由として第三者に対して有する原状回復請求権の範囲に限定されることになる。

まず、Aが特定の親族に対して贈与をしたが、それが意思無能力により無効になったという場合は、無効な無償行為に基づく債務の履行として給付を受けた当該親族は、贈与時にそれが無効であることについて善意の場合には現存利益の範囲でしか原状回復義務を負わない（121条の2第2項）。また、親族が無資力で、Aに贈与を受けた金銭の返還できないことも考えられる。したがって、Aが贈与した金銭の全額がAに戻ってくるとは限らず、Aの現存利益もその分縮減する。Bは、Aが親族から確実に取り返せる分の金額の範囲でのみ、口座甲の残高の減少を主張できるということになる。

他方で、リフォーム業者と請負契約を締結して請負代金を支払ったが、請負契約が意思無能力により無効あるいは詐欺等により取り消されたという場合について、リフォーム業者

が負う原状回復義務(121条の2第1項)は、請負代金全額の返還となるのが原則である³。そうすると、Aはリフォーム業者に対する請負代金相当額の金銭債権という現存利益を得ていることになる。もっとも、リフォーム詐欺のような場合を想定するならば、請負業者からすんなり代金が返還されるとは限らず、請負業者の無資力等により返還請求権が無価値になることすらあると考えられる。結局、Aが支払った請負代金の全額がAに戻ってくるとは限らず、Aの現存利益もその分縮減する。

まとめると、AがBから払い戻された金銭を債務の弁済に当てた場合でも、Aが高齢者で判断能力が低くなっているという前提のもとでは、Bは、払い戻した全額について口座甲の残高の減少を主張することができるとは限らないということになる。

3 金融機関側の対応

そこで、高齢の預金者本人から預金の払戻しを求められた金融機関としては、どのような対応をすることが意思無能力のリスクを減少させるのに役立つのかを考える。金融機関としてはまず、高齢の預金者が払戻しを求めてきた場合に、本人の判断能力が低下していないかをできる限り確認するべきであるが、意思無能力の疑いがあるというだけで取引を拒絶することが望ましくないということはずでに述べた。しかし、意思無能力が疑われる状況下で、本人の払戻請求に安易に応じてよいわけでもない。

上記の分析からは、金融機関は、払戻しが意思無能力により無効になった場合でも、本人の現存利益の範囲内では預金債権の消滅を主張できることになる。そのためには、払い戻された金銭の用途の確認することが必要になる。払い戻された金銭の用途が、預金者本人の日常生活費である場合や、日常生活費に当たらなくても、本人の真の利益になるような取引にかかる債務の弁済費用である場合には、仮に本人の意思無能力が認められた場合であっても、預金残高の減少を対抗できる可能性が高いからである。

もっとも問題は残る。第一に、払い戻された金銭が、預金者本人の申告した用途通りに費消されるかは必ずしも明らかでない。この問題を解消するには、後で検討する振込による直接払いを行うのが確実であるが、特に日常生活費などについては、本人が現金による払戻しを求めることも十分に考えられる。何らかの対応が必要であろう⁴。第二に、日常生活費以外の債務の弁済については、金融機関としては、払い戻された金銭が債務の弁済に充てられた場合、当該債務に係る取引が、本人の真の利益になるような取引かどうかを逐一チェック

³ リフォームが(詐欺ではなく)Aの真の利益になるものであれば、Aの利得分は、Aがリフォーム業者に対して返還すべき現存利益と評価され、リフォーム業者はAへの代金返還を免れることになる。リフォーム業者の請負代金額が通常価格の範囲内であれば、請負代金全額について返還を免れることもありえよう。この場合もAは、請負代金相当額の現存利益を、住居のリフォームという形で取得していることになる。

⁴ 日常生活費管理のための口座から支出された預金者本人の日常生活費相当額の払戻しについては、払い戻された金銭が直接日常生活費に当てられなくても、その払戻しによって他の財産からの支出が節約されたものと見て常に現存利益ありとするような解釈、あるいは意思無能力でも少額の払戻しは有効とする特別な預金口座の開設を認める立法などを検討することが考えられる。

しなければならず、金融機関としてはコストがかかることになる。もっとも、こうしたチェックは金融機関の自衛策であると同時に、預金者の保護にもなるものであり、そのコストを預金者に転嫁することに社会的な理解は得やすいのではないか。

他方で、払い戻された金銭が、(日常生活上の楽しみの範囲内とはいえ) 遊興費や、親族等の第三者への贈与などに当てられる場合には、それが本人の正常な意思能力の下で行われたのかを十分に確認する必要がある。このように、預金の払戻しについては払い戻された金銭の用途について注意を払えば、意思無能力無効のリスクを最小限に減らすことは可能ではないかと思われる。

Ⅲ 振込み

1 設例

ケース2 高齢者Aが、銀行Bに普通預金口座甲を有している。Bに対して、甲からの振込の依頼があった。振込先は、第三者CがD銀行に有する口座乙である。Bはこれに応じて口座乙への振込を行ったが、後にその振込依頼は意思無能力の状態で行われたため無効であるとされた。

次に、高齢者Aの普通預金口座から振込が行われたが、後にAの意思無能力が判明したというケースを検討する。振込先の口座乙を有する第三者はAの世話をする親族であることも、Aとリフォーム契約を締結した請負業者のように取引関係にある第三者であることもあろう。ここでは、振込依頼が預金者本人から行われる場合について検討する。

預金者本人が振込依頼を行う場合については、意思能力無能力者が自ら振込依頼をできるかという問題が生じるが、この点はケース1の本人に対する払戻しについて検討したのと同様に考えることができる。また、預金者本人の親族等が、本人に代わって振込依頼を行う場合については、ケース2の第三者に対する払戻しについて検討したのと同様、無権代理と扱うだけでは不十分ではないかと考えることができる。

まず、振込の法律関係を確認する。ケース2で、AからBに対して口座甲から口座乙への振込依頼があると、BはAとの消費寄託契約を振込金額(+手数料)の範囲で解約する。そしてAからの振込資金の預託を受けたBは、口座乙を有する銀行Dとの間で振込指図の実行行為としての為替送金の手続を行う。Dは、Bとの間で予め締結された為替送金契約に基づき、口座乙に振込金額分の入金記帳を行い、これによってDは口座乙を有するCに対して振込金額分増加した預金債権にかかる債務を負うことになる。

誤振込に関する最判平成8年4月26日(民集50巻5号1267頁)によれば、「振込依頼人から受取人の銀行の普通預金口座に振込みがあったときは、振込依頼人と受取人との間に振込みの原因となる法律関係が存在するか否かにかかわらず、受取人と銀行との間に振込金額相当の普通預金契約が成立し、受取人が銀行に対して右金額相当の普通預金債権を取得する」。すなわち、Aから口座乙への振込みがあったときは、AがCに対して債務を負っていたか否かに関わらず、CはDに対して振込金額相当の預金債権を取得する。

2 意思無能力が認められた場合

ケース2において、A本人が振込依頼を行ったが、後にその時点でAは意思無能力であつ

たことが判明した場合を考える。振込依頼の前提になる消費寄託契約の解約自体が意思無能力により無効であるから、口座甲の預金残高は振込依頼がなかった状態を維持していることになる⁵。問題は、AがBに原状回復義務を負うかどうかである。もし、BがAに振込金額相当の原状回復請求権を有するならば、Bはこれを自働債権として、Aの預金債権との相殺を主張することができる。

この点、最判平成10年5月26日（民集52巻4号985頁）は、「消費貸借契約の借主甲が貸主乙に対して貸付金を第三者丙に給付するよう求め、乙がこれに従って丙に対して給付を行った後甲が右契約を取り消した場合」「甲は、特段の事情のない限り、乙の丙に対する給付により、その価額に相当する利益を得たものとみるのが相当である」とする。その理由として最高裁は、「乙の給付による利益は直接には右給付を受けた丙に発生し、甲は外見上は利益を受けないようにも見えるけれども、右給付により自分の丙に対する債務が弁済されるなど丙との関係に応じて利益を受け得るのであり、甲と丙の間には事前に何らかの法律上又は事実上の関係が存在するのが通常」であることをあげている。

最高裁のこうした論理をケース2に当てはめるならば、A本人が口座乙への振込依頼をBに対して行った場合、直接には口座乙を有するCが振込額相当の利益を得ることになるが、Aによる口座乙への振込みは、AがCに対して債務を負っているといった事前の関係に基づくものであるのが通常であるから、AにはそうしたCとの関係を通じて振込金額相当の利益を得ていると考えられることになる。

このように考えるならば、AがBに振込額相当の原状回復義務を負っているかどうかは、振込みによってAのCに対する債務が消滅するなどAに利益が生じていると評価できるかという点にかかってくる。ここで問題は、Aが意思無能力を理由に、Cに対する債務の発生根拠となった契約等の原因関係の無効を主張しているケースである。このような場合、平成10年最判の論理によれば、Aが振込みによって振込金額相当の利益を得ていると見ることが難しくなる。もっとも、CがAに対してすでに原因関係に基づく給付を行っている場合には、CからAに対して現存利益の範囲で原状回復請求権が生じるから、その範囲ではAは口座乙への振込から利益を得ているといえることができる。Bも、その範囲で口座甲から振込資金の回収が可能である⁶。

⁵ 誤振込に関する平成8年最判では、誤振込みによる振込依頼の錯誤無効の主張は、重過失があるものとして排斥されているが、錯誤無効が認められた場合について、振込依頼人の口座の預金残高が回復するかは見解が分かれている（森田宏樹「振込取引の法的構造」『金融取引と民法法理』163頁以下）。しかし、消費寄託契約の解約自体も無効になる本件のようなケースでは、預金残高の回復を前提にせざるを得ないように思われる。

⁶ 学説においては、平成10年5月26日最判の上記の論理展開部分を重視しない見解も有力である。ケース2に即していうと、Aが口座乙への振込依頼をBに対して行った場合、第一次的に利得を受けるのはAであるが、Aに振込依頼の効果を帰属させられない事情がある場合に限り、Aの利得消滅の抗弁を認めていこうとする見解である（潮見佳男『第三者への給付』と不当利得（下）—補償関係当事者への効果帰属モデルの一断層—金融法務事情1540号28-29頁。森田宏樹「振込取引の法的構造」167頁以下）。こちらの見解に立った場合、BはAC間の原因関係の有無に関わらずAに対する原状回復義務を有するのが原則となるが、ただしAの意思無能力という事情が考慮され、振込依頼の効果がAに帰属する範囲はCから受けた現存利益によって画されることになろう。途中の論理は異なる

3 金融機関の対応

以上のような前提のもとで、高齢の預金者の口座について振込依頼があった場合の金融機関の対応策を考える。まず、金融機関としては、振込依頼をしたのが預金者本人かどうかを可能な範囲で確認する必要があるのは当然であるが、さらに振込みの原因関係を確認する必要があり、預金者本人が振込先に対して負う債務の発生根拠が、本人の真の利益になるような取引かどうかをチェックするべきであろう。これは金融機関の自衛策となると同時に、預金者の保護にもなる。

おわりに

冒頭で述べたように、金融機関は、高齢の預金者との取引についてすでに①預金者本人の意思能力を確認する、②払戻しや振込の用途を確認する、③支払先の妥当性を確認した上で直接に振り込む、④預金者の親族等の同意をとる、といった対応策をとっている。本報告では、この対応策の法的意味を検討した。検討の結果としては、②③の対応策は特に重要であり、金融機関として意思無能力を理由とした取引無効のリスクを低減する効果が認められる。同時に、これらの対応策は高齢預金者の保護としても有益であり、決済性の預金口座を管理する金融機関としての社会的責任にも合致する点で、望ましい対応といえるように思われる。

以上

が、帰結に差は生じないものと思われる。